

## 第 31 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 2 月 24 日（金）午前 9 時 30 分から 10 時 23 分
2. 開催場所 研修センター 1 階東側会議室
3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理者	7 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	寺田 誠	3 番	中里 安男	
	4 番	古市 道則	6 番	中峰 義哉	
	8 番	西田 暁	9 番	高田 照美	
	10 番	白川 秋信	12 番	小山 重和	
4. 欠席委員 2 番 池亀 昭次
5. 議事日程
  - 第 1 議事録署名委員の指名
  - 第 2 議案協議
    - 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 24 年度第 10 号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について
    - 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 28 年度第 31 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について
    - 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
    - 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
    - 議案第 5 号 農地流動化奨励金交付申請について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古市 義朗
農地振興係長	河野 彰子
農地振興係主任	日高 隆一郎
7. 会議の概要

事務局 それでは開会の前に、本日欠席の届けが会長に出ておりますので、報告をいたします。議席番号 2 番、池亀委員 が欠席であります。

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

議長 ただ今から、第 31 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい  
でしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 1 番、寺  
田 誠 委員。3 番、中里 安男 委員を指名します。

議 長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条  
第1項の規定による平成24年度第10号農用地利用集積計画書の一部変更  
に対する意見決定について、外7件を議題にします。

議 長 事務局より議案第1号の説明をお願いします。河野係長。

事 務 局 議案第1号について説明いたします。

議案第1号は、農用地利用集積計画の一部変更(賃借権8件)について  
承認を求めるものでございます。資料は2ページから13ページに関する  
ものでございます。

今回の農用地利用集積計画の一部変更につきましては、平成24年度か  
ら平成26年度にかけて、資料2ページに書かれていますとおり、農用地  
利用集積計画のほうで公告がなされたものでございます。

今回の〇〇地区のほ場整備事業に伴うもので、農地中間管理事業に載  
せ替えを行い、〇〇地区の担い手の方へ農地集積を目的としたものであり  
ますので、関連がありますのでまとめて、提案させていただきます。

整理番号1番から8番につきましては、平成24年度第10号にて承認さ  
れました、平成24年9月28日付け公告の一部変更について、貸す人・A。  
借りる人・Bの案件 外7件であります。

3ページは農用地利用集積変更計画総括表です。

平成24年10月1日から平成30年9月30日の6年間を設定期間とする、  
田 ●●㎡を平成29年1月20日に合意解約、理由は農地中間管理事業  
に載せ替えのため、合意解約するものでございます。

2行目以降については、お目通しをお願いいたします。

資料4ページをお開きください。変更計画内訳書について説明します。

利用権設定する者は南種子町〇〇××番地 A 外7名、利用権設定を  
受ける者は南種子町〇〇××番地 B 外2名であります。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番 外27筆 でございます。

現況地目は、田で、全体面積は ●●㎡ であります。

取消しの理由については、農地中間管理事業に載せ替えのための合意解  
約でございます。

資料6ページから13ページに、合意解約通知書を添付しておりますの  
で、お目通しをお願いいたします。

以上、1号議案について承認を求めるとでございます。よろしくお願  
いいたします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
議 長 質疑ありませんか。  
議 長 ありませんか。  
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 1 号については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 1 号については原案どおり決定いたしました。

議 長 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 28 年度第 31 号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。  
なお、農地中間管理権 1 件において、小山委員が農業委員会法第 24 条 議事参与の制限に該当することになりますので、小山委員の退場を求めます。  
(小山 重和 委員、退場)

議 長 先に事務局より、(議案第 2 号) 農地中間管理権 1 件 整理番号 1 番についての説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第 2 号について説明いたします。  
議案第 2 号は、農用地利用集積計画の承認について、平成 29 年 2 月 28 日を公告日とする農用地利用集積計画(農地中間管理権 1 件)を定めたいので承認を求めるものでございます。  
資料 20 ページをお開きください。農地中間管理権 1 件について、説明いたします。  
利用権設定の総括表になりますが、公告日は平成 29 年 2 月 28 日で、期間の始期を平成 29 年 3 月 31 日から終期が平成 39 年 3 月 30 日の 10 年間存続が 1 件で、畑 ●●㎡ の申請であります。  
21 ページをお開きください。計画内訳書について説明をいたします。  
利用権設定を受ける者が 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社で、利用権設定をする者は南種子町〇〇××番地 C さんです。  
土地の所在は、〇〇字△△××番、同じく字△△××番 の 2 筆。全体で、畑が 2 筆の ●●㎡ となっております。  
なお、個別の資料につきましては 22 ページ・23 ページに添付してありますのでお目通しをお願いいたします。  
以上、1 件の利用権設定を受ける者は、経営規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資すると認められ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。  
以上、農地中間管理権 1 件について承認を求めるものでございます。よ

ろしくお願いいたします。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
議長 ありませんか。  
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号 農地中間管理権1件について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第2号 農地中間管理権1件については原案どおり決定いたしました。

小山委員の入場を求めます。

(小山 重和 委員、入場)

議事 局長 引き続き議案第2号についての説明をお願いします。河野係長。  
局長 議案第2号について説明いたします。

議案第2号は、農用地利用集積計画の承認について、平成29年2月28日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権1件・所有権移転3件)を定めたいので承認を求めるものでございます。

資料17ページをお開きください。先ず、賃借権1件の利用権設定の総括表です。

公告日は平成29年2月28日で、期間の始期を平成29年3月1日から終期が平成34年2月28日の5年間存続が1件でございます。畑が1筆で、●●㎡の申請であります。

18ページをお開きください。計画内訳書について説明をいたします。

今回、利用権設定する方は、大阪府岸和田市△△-××のDさんで、利用権設定を受ける方は、〇〇××番地のEさんです。

現況は、畑が1筆の●●㎡です。設定期間は5年間で、再設定です。

個別の資料については19ページに字図を添付してありますので、お目通しをお願いします。

続いて、資料24ページをお開きください。所有権移転の総括表でございます。

所有権移転の前に農地売買事業について説明させていただきます。

この案件については、農地売買事業について行うものでございます。鹿児島県地域振興公社が規模縮小希望農家から農地を買い入れ、一定期間保有した後、担い手に売り渡す事業でございます。

今回は、県地域振興公社が売り渡す事業でございます。公告日は平成29年2月28日、対価の支払いが平成29年3月12日・引渡時期が平成29年3月12日で、田が●●㎡、畑が●●㎡であります。

25ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号1番。所有権移転を受ける者は、〇〇××番地 F・42歳、経営面積 ●●㎡。所有権移転をする者は 公益財団法人 鹿児島県地域振

興公社 であります。

土地の所在は、〇〇字△△××番 外1筆、合計面積が ●●㎡ の所有権移転で、権利の内容は牧草で、売買で対価 〇〇円 です。

整理番号2番。所有権移転を受ける者は、〇〇××番地 G・65歳、経営面積 ●●㎡。所有権移転をする者は 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 であります。

土地の所在は、〇〇字△△××番、面積が ●●㎡ の所有権移転で、権利の内容は牧草で、売買で対価 〇〇円 です。

整理番号3番。所有権移転を受ける者は、〇〇××番地 B・54歳、経営面積 ●●㎡。所有権移転をする者は 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 であります。土地の所在は、〇〇字△△××番 外13筆。面積は全体で ●●㎡ の所有権移転で、権利の内容は水稲で、売買で対価 〇〇円 です。

申請内容は以上でございます。

個人の同意書など関係資料は26ページから、字図を29ページから添付してあります。お目通しをお願いいたします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、承認を求めるものでございます。説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第2号については原案どおり決定いたしました。

議 長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、貸人・H、借人・I 外5件 を議題といたします。

事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。日高主任。

事務局 33ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、賃借権が1件、使用賃借権が1件、所有権の移転が4件です。整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。貸人が福岡県遠賀郡<sup>おんがぐん</sup>〇〇—×× Hさん。借人が南種子町〇〇××番地 Iさん です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●㎡。

賃借権で、貸借及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、35 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は41 ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が鹿児島市〇〇△△―×× J さん。譲受人が南種子町〇〇××番地 K さんです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

ほかに、字△△に 田が5筆 の 合計で 6筆、地積合計は●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、36 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は46 ページから添付しています。

整理番号3番。貸人が南種子町〇〇××番地 L さん。借人が南種子町〇〇××番地 M さんです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

使用貸借で、貸借及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、37 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は53 ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が南種子町〇〇××番地 N さん。譲受人が南種子町〇〇××番地 M さんです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、38 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は58 ページから添付しています。

34 ページをお開きください。

整理番号5番。譲渡人が南種子町〇〇××番地 O さん。譲受人が南種子町〇〇××番地 P さんです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

ほかに、字△△に 畑が3筆、大字〇〇字△△に 畑が1筆 の 合計で 5筆、地積合計は●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び経営移譲によるものです。

この件につきましては、39 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は63 ページから添付しています。

整理番号6番。譲渡人が南種子町〇〇××番地 Q さん。譲受人が南種子町〇〇××番地 R さんです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 田、地積は ●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、40 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は70ページから添付しています。

以上、6件につきましては、2月10日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします。整理番号1番、小山委員。

12番委員 整理番号1番について説明いたします。2月10日に現地調査をしたと思いますが、今詳しく事務局のほうから説明がありましたので、簡潔に説明いたします。

譲渡人はですね、前に〇〇に勤めていた方で、農業経験はございません、Hさん。譲渡人のIさんは、これは生産牛 畜産農家・74歳で頑張っておられます。昨年度28頭、牛を肥育しています。まあそれで牧草が足りないということですね、●●㎡の畑を借りることになったんですけど、これは賃借料が〇〇円になっているのは、その前にたばこを栽培して周りを排水するために深く掘っている関係で、ちょっと面積が少なくなっているということです。〇〇円で良いでしょうということで、譲渡人のほうも同意しております。従って5年間契約で、よろしくご審議方お願いいたします。一生懸命頑張っております。以上です。

議長 長 整理番号2番・3番・4番・6番、寺田委員。

1番委員 先ず2番から現地調査の報告をいたします。資料はJさんとKさんの息子の名前でございますけれども、親のほうが同じ集落内におりまして、Jさんが病気の時に、Kさんがそこを引き受けて、当時荒らさないように耕作をしていたというふうな事情がございます、Jさんが亡くなった関係上、これらの所有権を移転しまして、本人は経営拡大をしたいという申請でございます。

場所は田んぼのほうで5筆になっておりますけれども、実際は資料52ページにあるように、すべての水田はそれぞれ1枚になっております。道路を挟んで、手前のほうも、それから奥のほうも現地では1枚になっております。既に田植えの準備をしているところでございました。畑のほうに

については、Kさんの事務所・自宅の前で今緑肥を作っていて、その後は唐<sup>から</sup>いも等を植えて耕作をするというようなことでもございましたので、従来どおりすべての農地が効率的に利用されるものと思われま

す。それから3番と4番ですけれども、Mさんの申請でございますけれども、場所は△△と、もう1件の3番のほうの場所は〇〇の後側、インギー

鳥を飼っているところの後ろですけれども、そこを以前より耕作をしておりました。4番のほうの土地にはシキミを作っておしまして、それは前から所有権を変えたいということでしたけれども、面積・境界がはっきりしなかったということで、今回、地籍調査が終わったということで、これを改めて所有権移転をいたしまして、従来どおりシキミを作ってしまうということでございます。

それからLさんの分に対しては、今回Nさんの土地を購入するに当たって、Lさんの分を貸借することによって、下限面積の●●㎡を超えるということで、これの貸借関係を結びまして、野菜と唐いも等を作付けする計画でございます。まあ従来どおりすべての農地を効率的に利用できるものと思います。

それから6番目のRさんですけれども、これは△△の田んぼですけれども、ここは以前から荒れておしまして、今度△△のほうは構造改善をするということで、それとここのRさんの事務所と、農場がその近くにありますから、できるだけ△△と△△のほうに土地を集積させたいということで、そういう関係で荒れ地のほうも草類を払って耕作の準備をしている途中でございます。これも今から先、若者でございまして、経営拡大をしようということで、農地集積を図っているところでございますので、よろしく願いをいたします。以上です。

議長  
4番委員

整理番号5番、古市委員。

はい。譲渡人のOさん、それから譲受人のPさん。これは親子関係でありまして、今までは一緒に3人で耕作をやっています。それで牛も飼っています、6～7頭ぐらいかな。ほとんど息子さんのPさんが主に畜産関係をしまして、お父さん、お母さんが主にキビ・甘しょの耕作をしていたんですけれども、どうしても高齢のために息子に譲ろうということでの所有権移転ということですので、よろしく願いしたいと思います。

議長  
議長

担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長  
9番委員

はい。高田委員。

はい。懇談にしてください。

議長

はい、懇談に入ります。

議長

はい、それでは懇談を解きます。

議長

ほかに質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長

異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第3号については原案どおり決定いたしました。



議長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請人・Sを議題にします。

事務局 事務局より議案第4号の説明をお願いします。日高主任。  
75ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第4条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が1件です。

それでは資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人が、南種子町〇〇××番地 Sさん。

土地の所在は、〇〇字△△××番。地目は畑。地積は●●㎡です。

転用計画としまして、地目を雑種地に変更。

工事計画は、平成29年3月から平成29年4月まで。

資金は、造成・建築費を合わせまして●●円、全て融資によるものです。

転用目的としましては太陽光発電設備です。

面積につきましては、資料の80ページに内訳が載っていますが、建築物としてパネル本体が●●㎡、電気室が●●㎡の合計で●●㎡です。

所要面積●●㎡です。転用事由の詳細としまして、「太陽光発電設備用地として」とのことです。

転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要としまして、「申請地は勾配がある為、切土・盛土を行って緩衝地を設ける。また、隣接農地への通路を確保する。」となっております。

なお、申請地は農業振興地域内農用地区域外、都市計画区域内で、農地区分は「第2種農地」であり、許可基準は「その他の農地」に該当すると思われま。

参考資料は76ページから添付しています。

なお、この案件につきましては、2月10日の現地調査において申請内容等について確認を実施しております。

資料の82ページなのですが、被害防除計画書を添付しています。大きい3番の「用水・排水計画」におきまして、「雨水」のところを申請段階では気付かなかったんですが、「雨水・排水」のところは、「自然流下」であり、更に資料の漢字間違いがございますので、訂正方よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関連して、担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします。整理番号1番、高田委員。

9番委員 今回のこの4条の転用申請につきましては、28年9月26日の第26回定例総会の折りに、「農業振興地域整備計画変更申請」で承認された案件であります。農用地の利用計画変更の用途といたしましては、宅地及び太陽

光発電設備の設置ということで、28年9月26日の総会で議決された案件で、今回のこの地目をそれぞれ雑種地として転用して、太陽光の設置をしたいということでもあります。この申請書の中にもありますように、隣接地等への通路の確保等々について、現地においても検討いたしましたけれども、今回申請地の東側に通路を設けて、隣接農地への通路を確保するという計画にあるようでございますので、別段問題はないかと思っておりますので、よろしくご検討方お願いいたします。以上でございます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第4号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第4号については原案どおり決定いたしました。

議長 議案第5号 農地流動化奨励金交付申請について、申請人・T 外7件を議題にします。

事務局 事務局より議案第5号の説明をお願いします。河野係長。

事務局 資料83ページをお開きください。

議案第5号は、農地流動化奨励金交付申請について審査を求めるものです。申請人は、Tさん 外7件です。

総計といたしまして、計14筆。面積は、合計 ●●アール。奨励金の合計金額額は 〇〇円 です。

以上につきましては、2月10日の現地調査と、総括表の整理番号3番の番号2(〇〇△△××番)については、2月13日 石堂委員と事務局、整理番号4番(〇〇△△××番)については、2月14日 古市委員と事務局で現地調査を行って、すべて耕作されていることを確認しております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 はい。私のほうから、この農地流動化奨励金交付申請ですけれども、奨励金は今回で廃止ということになります。年度途中でありましたけれども、奨励金については、これで最後の奨励金になります。その内容について、事務局より説明をお願いします。

どうして廃止されて、どうして今回が最後となったかということ。

議長 はい、局長。

事務局 はい、ご承知のように流動化奨励金は、町の単独予算で、取り組んで参りました。

現在、平成 27 年度から平成 30 年度までの期間で制定をしており、今年  
は 29 年度へ向けておりますが、30 年度までは継続しましょうということ  
で、要綱等定めておりましたが、県下の市町村の中で、実施自治体も少な  
く、財政上の検討の中、廃止となりました。以上で、報告いたします。

議 長 はい、皆さん。こういう事情で決まったということが、お分かりいただ  
けましたか。

ほかにないですか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 5 号については、原案のとおり決定す  
ることに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どお  
り決定いたします。議案第 5 号については原案どおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。